

# 利用の手引き

(令和7年度版)



## 静岡県立焼津青少年の家

〒425-0041 静岡県焼津市石津 2259-408

<事務室>

T E L

(054) 624-4675

F A X

(054) 623-0768

E-mail

YCC-yaizu01@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<https://yaisei.jp/>

# 目 次

内 容	ページ
<b>1 焼津青少年の家について</b>	1
<b>2 本所で提供している体験活動の意義</b>	2
<b>3 研修を進めるに当たって</b>	
<b>4 利用について</b> (1) 利用できる団体 (2) 利用できない団体 (3) 利用できない日 (4) 利用可能人数 (5) 施設使用料 (6) 予約について (7) キャンセルについて (8) 団体の構成	3
<b>5 予約から入所まで</b> (1) 予約から入所までの流れ (2) 「利用申込書」の書き方 (3) 「使用承認申請書」の書き方 (4) 「使用料減免承認申請書」の書き方	6
<b>6 入所から退所まで</b> (1) 入所から退所までの流れ (2) 生活のルール (3) 施設利用上のお願	10
<b>7 焼津青少年の家の安全対策</b> (1) 気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」(調査中)の 対応 (2) 津波警報、注意報の発表時の対応 (3) 突発的な地震の発生への対応(緊急地震速報受信時を含む) (4) 火災の発生時の対応 (5) 団体指導者へのお願 (6) 緊急事態発生時の対応における関係機関 (7) その他 おう吐等発症者発生時対応マニュアル(概要版) 防災拠点としての焼津青少年の家	17
<b>8 活動プログラム</b> (1) 屋外プログラム (2) 屋内プログラム (3) 近隣施設等	23
<b>9 施設・設備</b> (1) 施設配置図 (2) 館内図 (3) 館内の主な機能	26

# 1 焼津青少年の家について

## (1) 焼津青少年の家とは

昭和 37 年、青少年の健全育成を図る目的で開設された社会教育施設です。本所の前身である「海洋道場」は、昭和 19 年に設置されました。昭和 61 年には、年々増え続ける研修生や多様なニーズに応えるため、現在の建物に建て替えました。駿河湾に面した焼津石津浜の地で、野外活動や集団生活などの体験を通して、豊かな人間性を備えた青少年の育成、その他社会教育の振興に資するための施設です。

## (2) 教育目標

**心豊かなたくましい青少年を育成するとともに、生涯学習の推進を図る**

## (3) 教育目標への取組

### ア 豊かな感性を育む

自然との出会いは、美しさ、不思議さ、偉大さ、生命の尊さなど様々な感動を私たちに与えてくれます。本所の体験活動を通して、海やその周辺の自然とふれあう中から豊かな感性が育まれていくことを願っています。

### イ 思いやりの心と協調性を育てる

少子化、核家族化、地域社会のつながりの希薄化などにより、周囲の人々とかかわり合うことが少なくなってきました。そのため、人と人との心がふれあう機会が少なくなり、人の温かさに気づく心や協調する力が育ちにくくなっています。本所の体験活動を通して、思いやりの心や協調性が育つことを願っています。

### ウ 自主性とやりぬく力を育てる

社会や家庭生活の変化により、子どもが家事を担うことが少なくなりました。仕事を任されたり、自分で決めた目標を成し遂げたりすることによって、子どもは自分の存在を自覚し、自信をもって行動することができるようになります。本所の体験活動を通して、自分から進んで取り組もうとする意欲や粘り強くやり抜く力が育つことを願っています。

### エ 生涯にわたって学び続ける

生涯を通じて、いつでも主体的に学び続けることが求められています。新たな知識や技術を習得したり、ボランティア活動などで社会に貢献したりして、自らの人生を豊かにしたいという学習ニーズも高まっています。そのため、生涯にわたって学び続けるために、本所を仲間と集う場、ボランティア活動の場として活用していただき、生きる喜びを味わっていただくことを願っています。

## **2 本所で提供している体験活動の意義**

### **(1) 集団宿泊体験**

集団で規則正しい生活をするを通して、基本的な生活習慣、社会におけるモラルやマナー、忍耐力などを身につけ、規範意識の向上につなげることができます。また、寝食を共にすることにより、仲間とのかかわり合いが深まり、互いに尊重し合う資質や態度を育むことができます。本所の利用に当たっては、宿泊を伴う研修を推奨しています。

### **(2) 自然体験**

自然体験活動は、自然に対する直接体験です。パソコンやテレビ、携帯型ゲームなどの疑似体験では得られない、新たな気づきや発見があります。また、自然の厳しさや困難を乗り越えなければならない場面もあります。その困難を乗り越えたときにこそ達成感や満足感が生まれ、大きな感動を味わえます。共に体験した仲間と達成感、満足感を共有することで一体感が高まり、より強い『きずな』が生まれます。

### **(3) 交流体験**

集団宿泊体験や自然体験を通して、他の団体や異年齢の人たちと交流することで、多様な考え方を知ったり、社会的視野を広めたりすることができます。また、コミュニケーション能力や人間関係づくりの基本的能力が高まり、豊かな人間性と社会性を育みます。

## **3 研修を進めるに当たって**

### **(1) 研修のねらいの明確化と共有**

研修生のよりよい成長を図るためには、ねらいを明確にしておくことが望まれます。また、そのねらいを、指導者全体で共有しておくことで、本所での研修がより充実したものとなり、成果が得られます。

### **(2) 研修の推進主体は団体指導者**

研修の推進主体は、団体の性質や研修生、研修のねらいを最も理解されている団体指導者です。それぞれ団体の指導方針に従って計画を立ててください。

なお、本所には、社会教育施設としての基本的なルールがありますので、計画を立てたり、実際に本所を利用されたりする際には、本書をよくお読みいただき、十分御理解の上、研修生への周知と指導の徹底をお願いします。

### **(3) 研修支援スタッフを配置**

本所には、研修が円滑に推進され、大きな成果があげられるよう支援をさせていただくスタッフ（教育職）が配置されています。研修の企画や運営・生活の仕方など、遠慮なく御相談ください。

### **(4) 団体間の交流を重視**

本所では、原則、利用者全員参加による「朝のつどい」「夕べのつどい」を行います。団体の枠を越えて、利用者相互の交流を図ることを主なねらいとしています。短時間ではありますが、焼津青少年の家での“出会い”を大切にしていきたいと思えます。

## 4 利用について

### (1) 利用できる団体

- ア **研修を目的とする** 5人以上（3歳未満は利用人数に入りません。）の団体が利用できます。年齢、性別、居住地、国籍は問いません。ただし、未成年者の団体の場合、必ず成人の指導者が引率してください。
- イ 宿泊を伴う利用を優先しますが、日帰りでの利用も可能です。
- ウ 本所で研修を行う利用を基本とし、宿泊のみの利用はできません。
- エ ペット等、動物を連れての入所はできません。ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬等は除きます。

### (2) 利用できない団体

- ア 特定の政党を支持又は反対するための政治的教育及び政治的活動を行う団体
- イ 特定の宗教を支持又は反対するための宗教的教育及び宗教的活動を行う団体
- ウ 暴力団及び暴力団関係等の反社会的勢力及びその関係者の属する団体
- エ 営利を目的とし、本所を使用することで利益を得る活動を行う団体
- オ 本所の他の利用者、本所職員、近隣住民に対して迷惑となる行動を取る団体
- カ その他所長が不相当と認めた活動を行う団体

### (3) 利用できない日（本所ホームページのカレンダー参照）

- ア 原則として毎週月曜日を休所日とします。ただし、月曜日が祝日や振替休日の場合は開所日となり、翌日が休所日となります。
- イ 12月28日から翌年の1月5日までの日
- ウ その他所長が定める休所日（館内整備日など）
- エ 本所の主催事業実施日は、団体の利用ができない日があります。

### (4) 利用可能人数

- ア 宿泊可能人数は**最大 220人**です。それ以上の人数でも受入れ可能となる場合もありますので、本所まで御確認ください。
- イ 最大3団体まで同時に受け入れています。複数の団体の場合は、無理なく研修・生活できるように、宿泊可能人数を別に設定しています。
- ウ 日帰りでの使用可能人数は、研修内容や研修場所により異なりますので、お問い合わせください。

### (5) 施設使用料（1人につき）

区分	使用料				
	勤労青少年	高校・大学生	幼・小・中	指導者・引率者	その他の者
1泊につき	700円	700円	300円	700円	1,100円
日帰り	350円	350円	150円	350円	550円

- ア **上記使用料の他に、朝、昼、夕食の食事料金、シーツ代、プログラム実施に伴う教材費が必要**となります。詳細については、別紙料金表を御覧ください。
- イ **勤労青少年とは、勤労に従事している26歳未満の者**とします。
- ウ 静岡県又は静岡県教育委員会の主催事業又は共催する事業への参加については、

使用料の減免が可能です。また義務教育諸学校の学校教育課程に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する場合についても使用料の減免が可能です。

- (ア) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者
- (イ) 生活保護法による保護を受けている者
- (ウ) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者
- (エ) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (オ) 児童及び生徒を引率する者

エ **指導者・引率者とは、勤労青少年、大学生、高校生、中学生、小学生及び幼稚園児並びにこれらに準ずる者を指導又は引率する者（団体の代表者が必要と認められた引率業務を依頼した保護者を含む。）で、普段の活動で日常的に指導に当たっている者及び本所での活動で生活（宿泊）指導を含む全活動を指導する者**に限ります。成人団体及び家族団体等は指導者の設定はありません。

オ 単なる付添いの保護者等や外部講師、カメラマン等は「その他の者」の区分になります。

## (6) 予約について

ア 予約方法については、本所ホームページ「利用案内」を御確認ください。

イ 手続きは、「5 予約から入所まで」（P6参照）に従って行ってください。なお、提出書類の様式は本所ホームページからダウンロードすることができます。

ウ 仮予約は受け付けていません。予約の入った日程は、他の団体をお断りすることになりますので、確定した日程での御予約をお願いします。

エ 旅行業者からの予約は原則受け付けておりません。利用団体から直接予約を入れてください。

## (7) キャンセルについて

ア やむを得ず利用予約をキャンセル又は変更したい場合は、速やかに御連絡ください。

イ 食事料金（黒はんぺん材料費を含む。）等については、キャンセル料金が発生する場合があります。詳しくは、別冊子「レストラン利用について」をお読みください。

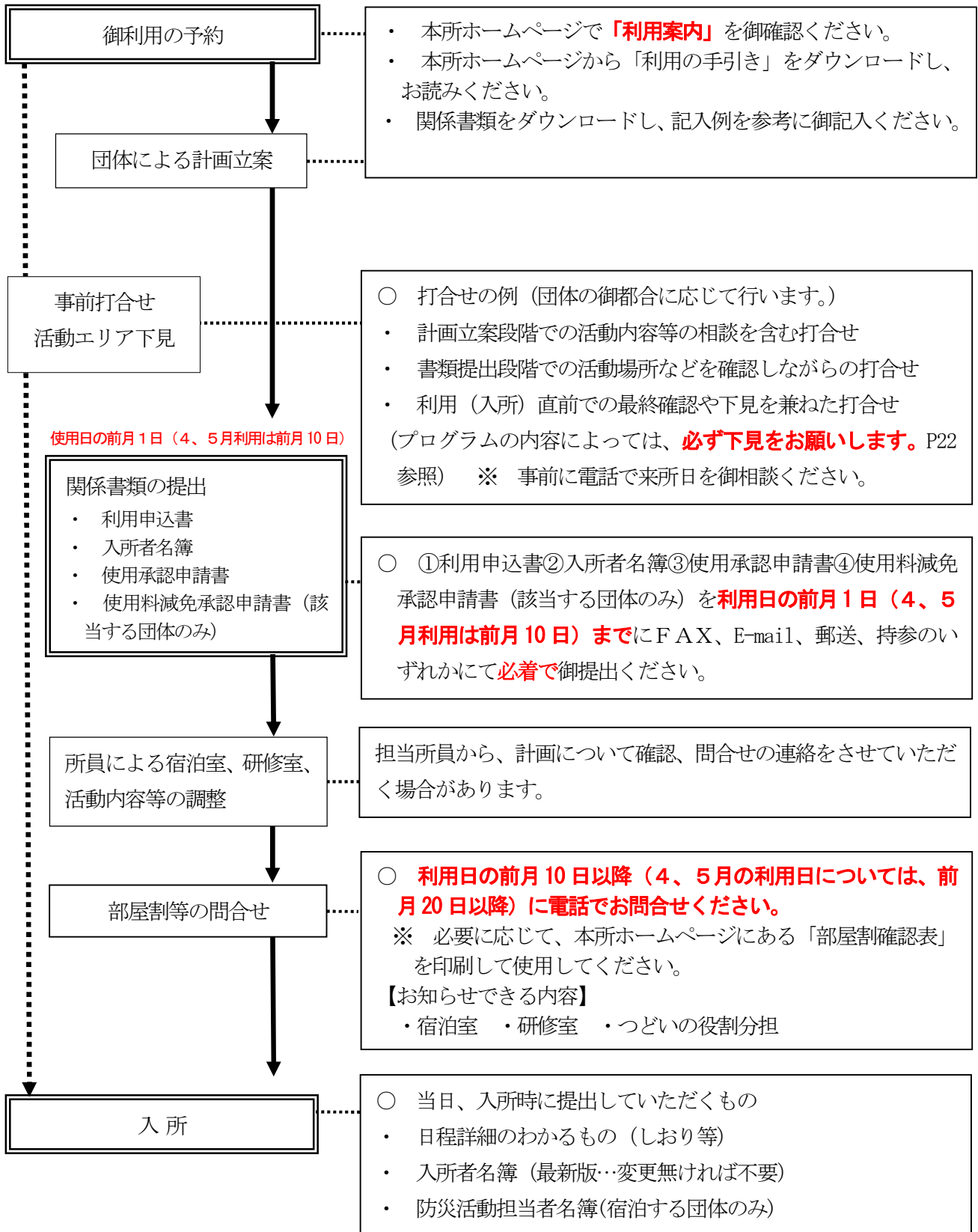
ウ 施設使用料及びシーツ代、プログラム実施に伴う教材費（黒はんぺん材料費を除く。）については、キャンセル料金は発生しません。

## (8) 団体の構成

- ア **原則として、同一団体、同日程**とします。
- イ 入所時には、**全員でオリエンテーションを受けて**ください。やむを得ず、部分参加や途中合流などがある場合には、必ず団体指導者が責任を持ってオリエンテーション内容を参加者に伝えてください。
- ウ 複数の団体で構成される団体の場合で、所内ルールや時間が守られない事例が多くあります。**中心となる団体の責任者から各団体の指導者への伝達を確実にお願いします。**また、各団体が責任を持って指導していただくようお願いします。
- エ やむを得ず**途中で人数の変動がある場合、特に食事の注文については、キャンセル料が発生する場合がありますので、速やかに変更の連絡**を入れてください。
- オ 団体の構成員ではないバスの運転手やカメラマン等の宿泊はできません。

## 5 予約から入所まで

### (1) 予約から入所までの流れ





## (2) 「利用申込書」の書き方

提出日を記入してください。提出期限は使用日の前月1日です。(4、5月の利用は前月10日です。)

指導者とは、日常指導をしている者に限ります。研修生、指導者以外の方は、「その他」になります。

到着時刻、入所式、退所式時刻を記入してください。退所点検は、希望の時刻に○をつけてください。

入所式、オリエンテーションは必ず行います。

持参する弁当を食べる場合には、「弁当持参」と記入してください。

食事をとる人数を記入してください。

消灯時刻を記入してください。

静岡県立焼津青少年の家 「利用申込書」 令和 7年 4月 8日

※提出期限：利用の前月1日（4月、5月利用については前月10日）まで

団体名 <b>焼津市立〇〇小学校</b> (代表者名: 焼津 かつお)	所在地 【郵便番号】425-0041 【住所】静岡県焼津市かつお町1-1-1 【TEL】〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	氏名: 静岡 一郎 【自宅(携帯)】 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 【勤務先】 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 【FAX】 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 【E-mail】 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp	研修生 指導者 その他 小計 合計 男子 30 2 1 33 58 ( )内は 宿泊者数 (2) ( ) (30) 女子 24 1 ( ) 25 (56) ( )内は 宿泊者数 (24) (1) (25)	研修担当者 焼津青少年の家での様々な活動とおして、仲間と協力することの楽しさや大切さに気付いたり、これからの生活で自分から進んで行動していこう思いを持ったりすることができる。
到着時刻 <b>10:30</b> 入所式 <b>11:00</b> 退所点検 ( <b>8:45</b> )・12:45 退所式 <b>13:30</b>				
5月14日(水曜日)	5月15日(木曜日)	5月16日(金曜日)		
6:30 起床・朝の支度	6:30 起床・朝の支度	6:30 起床・朝の支度		
7:10 朝のつどい	7:10 朝のつどい	7:10 朝のつどい		
7:40 朝食 ( ) 食	7:40 朝食 ( <b>56</b> ) 食	7:40 朝食 ( <b>56</b> ) 食		
9:00 〇〇瀬見学	9:00 <b>チャレンジラリー</b> (7G) 玉より速く・クジラの噴水 ・爆弾処理・こっちこい ・パルメントロリー	9:00 <b>ロープスラップ</b> (54人)		
10:00 入所式・オリエンテーション	10:00 <b>チャレンジラリー</b> (7G)	10:00 <b>退所式</b>		
12:00 昼食 (弁当持参) 食	12:00 昼食 ( <b>57</b> ) 食	12:00 昼食 ( <b>57</b> ) 食		
13:00 海洋活動	13:00 <b>ウォークラリー</b> (10G) (かつお・かもめコース)	13:00 <b>ビデオ視聴</b> (視聴見学)		
14:00 団体制クリエーション	14:00 <b>キャンプファイヤー</b>	14:00 <b>キャンプファイヤー</b>		
15:00 指導者ミーティング	15:00 指導者ミーティング	15:00 指導者ミーティング		
16:20 タベのつどい	16:20 タベのつどい	16:20 タベのつどい		
16:50 夕食 ( <b>57</b> ) 食	16:50 夕食 ( <b>57</b> ) 食	16:50 夕食 ( ) 食		
17:30 入浴希望時刻 (20:00~21:00)	17:30 入浴希望時刻 (20:00~21:00)	17:30 入浴希望時刻 ( )		
21:30 就寝準備	21:30 就寝準備	21:30 就寝準備		
22:00 消灯 <b>21:30</b>	22:00 消灯 <b>21:30</b>	22:00 消灯		
・ファイヤー関係の購入希望【薪(12)本 灯油・メイン用キャンドル(6)本・個人用キャンドル(54)本】 ・ファイヤー関係用貸出し希望【衣装数 神(1)子(3)】 ・黒はんぺん作り【研修生( )人、指導者( )人:4人班( )班、5人班( )班、6人班( )班】 ※黒はんぺん作りには人数制限があります。				
希望する欄に○をつけてください。また必要数量を記入してください。				
利用を希望する資機材等を記入してください。				
所長	補佐	所員	係	月 日 受付

様式改訂：令和6年2月

調整や確認が必要な場合に連絡が取れる担当者氏名と連絡先、メールアドレスをお書きください。

研修生が研修後にどのような姿になっているとよいかを具体的にイメージして記入してください。

・チャレンジラリーは、種目と活動グループ数を記入してください。  
 ・大漁ハイクは、活動グループ数を記入してください。  
 ・ウォークラリーは、コースと活動グループ数を記入してください。  
 ・宝探しは、活動エリアと活動グループ数を記入してください。

創作活動は活動人数を記入してください。

屋外プログラムの場合には、雨天プログラムを破線の右側に記入してください。海洋活動は晴天でも実施できないことがあります。その場合に屋外活動を行う計画があればお書きください。

入所前や退所後に外部施設見学を行う団体は、施設名を記入してください。

希望する欄に○をつけてください。また必要数量を記入してください。

利用を希望する資機材等を記入してください。

必ず最新の様式を使用してください。

団体の活動計画(内容、時間等)や使用を希望する施設、部屋、物品について詳しくお書きください。

希望する施設や場所等が他団体と重なった場合には、確認の連絡をさせていただき、調整します。原則として希望が重なった場合には、公平に時間を分けて使用していただきます。

入所式、退所式は、団体の運営で行います。ごく簡単にあいさつ程度で実施することも可能ですが、オリエンテーションは必ず行います。

(3) 「使用承認申請書」の書き方

使 用 承 認 申 請 書

申請日を記載する。

令和 7 年 4 月 8 日

静岡県教育委員会 様

法人その他の団体にとっては、  
その主たる事務所の所在地

住 所 静岡県焼津市かつお町 1-1-1

法人その他の団体にとっては、  
その名称及び代表者の  
職・氏名

申請者 団 体 名 焼津市立〇〇小学校  
代表者 職・氏名 校長 焼津 かつお

次のとおり静岡県立焼津青少年の家を使用したいので、申請します。

使用目的	別添、利用申込書を参照							
使用施設	別添、利用申込書を参照							
使用設備等	別添、利用申込書を参照							
使 用 日 時				使 用 者 の 内 訳				
年月	利用時間帯に○を記入する。	午前	午後	夜間		宿泊	日帰り(延べ)	
						勤労青少年		例：1人の方が3日間とも日帰りの場合は3人として表記する。
令和7年 5月 14日(水)			○	○	学 生			
令和7年 5月 15日(木)		○	○	○	生徒(高校生)	人		
令和7年 5月 16日(金)		○	○		生徒(中学生)	人	人	
年 月 日( )					児 童	53人	3人	
年 月 日( )					幼 児	人	人	
年 月					指導者・引率者	3人	人	
年 月	保護者、カメラマン、外部講師等				その他の者	人	3人	
年 月 日( )					小 計	56人	6人	
年 月 日( )					合 計		62人	
申請者の連絡先	住 所	上記の申請者と一致するように記載する。					申請時点での人数を記載する。	
	団 体 名							
	代表者名	焼津 かつお	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
	連絡責任者	静岡 一郎	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				

※ 勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

※ 令和7年3月31日までに利用予約をした団体は、申請日を令和7年3月31日以前の日付で申請してください。

#### (4) 「使用料減免承認申請書」の書き方

様式第2号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

#### 使用料減免承認申請書

申請日を記載する。

令和 7 年 4 月 8 日

静岡県教育委員会 様

法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地

法人その他の  
団体にあつて  
は、その名称  
及びその代表  
者の氏名

申請者 団 体 名 焼津市立〇〇小学校  
代表者 職・氏名 校長 焼津 かつお

次のとおり静岡県立 焼津青少年の家 の使用料の減免を受けたいので、申請

利用者が実施する事業の名称を簡潔に書く。

事業の名称	焼津自然体験教室	
減免の理由 (該当項目に○)	(1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加するため (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当するため ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者 <input checked="" type="radio"/> イ 生活保護法による保護を受けている者 ウ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者 エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <input checked="" type="radio"/> オ 児童及び生徒を引率する者 (3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるため	
使用日時	令和 7 年 5 月 14日(水) から 令和 7 年 5 月 16日(金)まで	
減免申請額	減免される総額を記載する。 8,550 円	
内訳	宿泊分	日帰り分
勤労青少年	700円× 人× 泊 = 円	350円× 人× 日 = 円
学生・生徒(高校)	700円× 人× 泊 = 円	350円× 人× 日 = 円
生徒(中学)・児童・幼児	300円× 2人× 3泊 = 1,800円	150円× 1人× 3日 = 450円
指導者・引率者	700円× 3人× 3泊 = 6,300円	350円× 人× 日 = 円
	泊 = 円	350円× 人× 日 = 円
	1100円× 人	550円× 人× 日 = 円
	小計を最下段に分けて記載する。	
	宿泊分計 8,100 円	日帰り分計 450 円

該当する箇所すべて記載する。

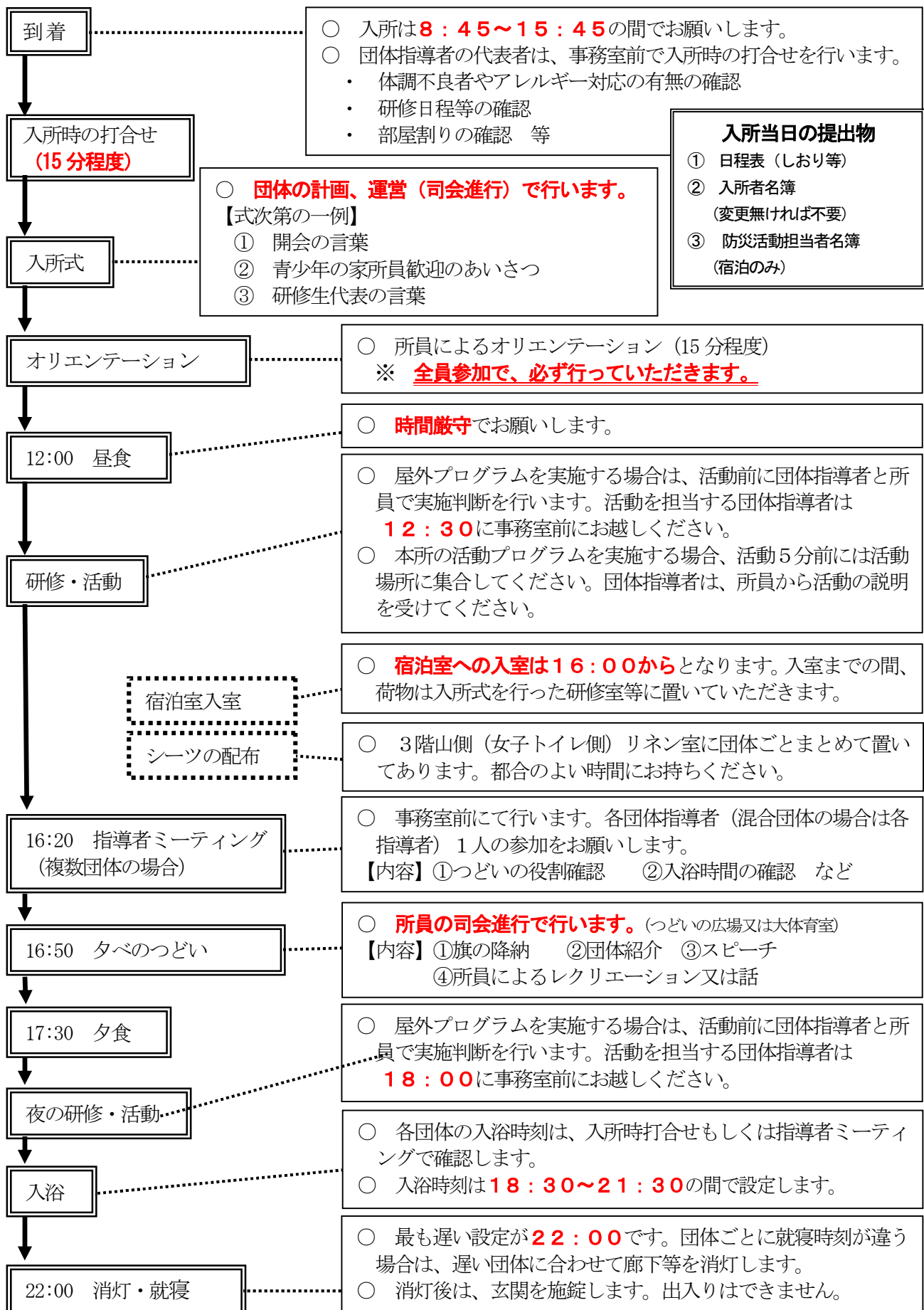
申請時点での人数を記載する。

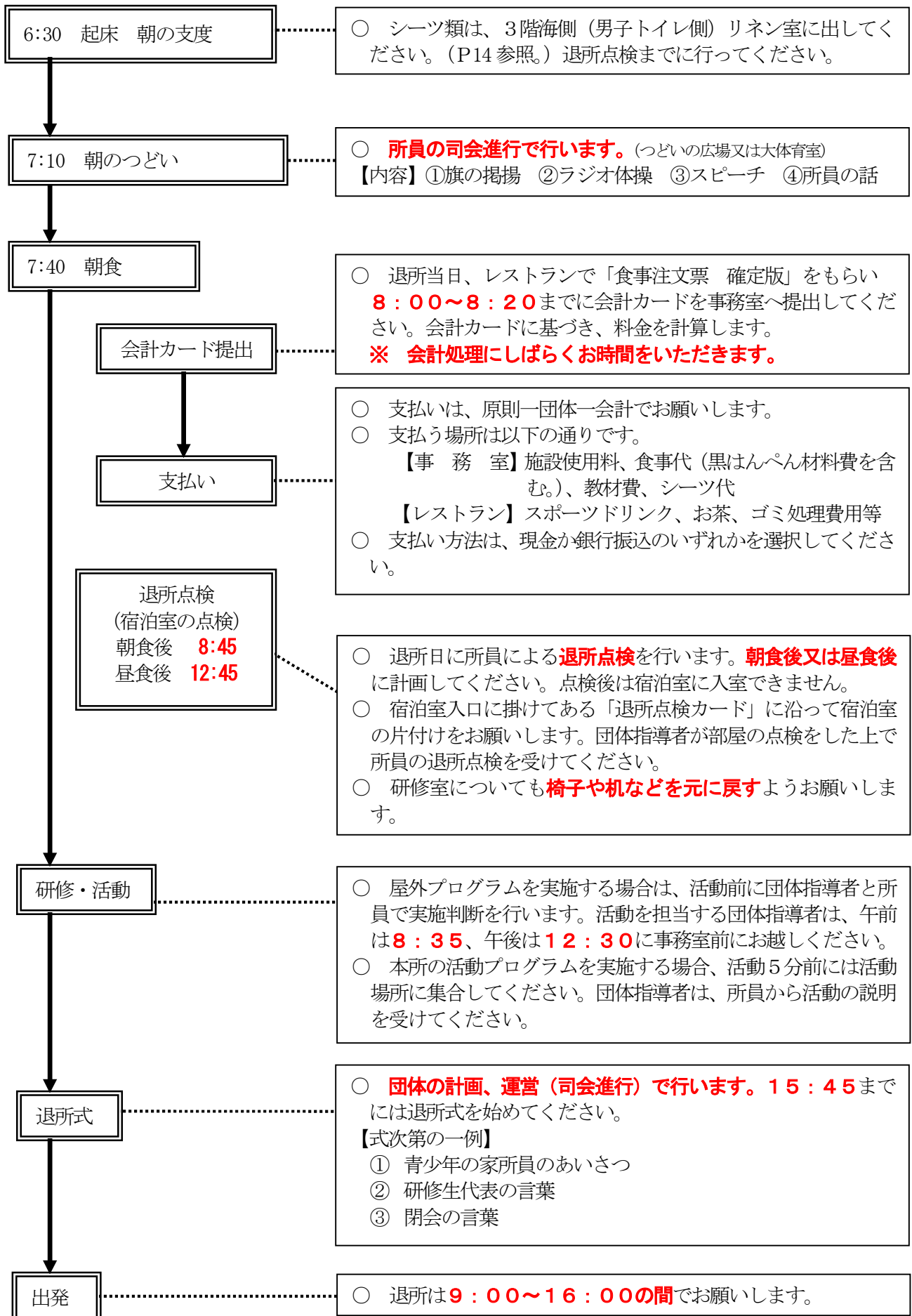
※ 勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

※ 令和7年3月31日までに利用予約をした団体は、旧料金で申請してください。

## 6 入所から退所まで

### (1) 入所から退所までの流れ





(2) 生活のルール…しおり等に入れて御活用ください。



## 生活のルール



< 静岡県立焼津青少年の家 >

### ☆ 館内・館外での過ごし方 ☆

- ① 他の団体・学校の人にも、進んであいさつをしましょう。
- ② ろう下等を走ったり、大きな声を出したりするのはやめましょう。
- ③ 物や道具は大切に使いましょう。使った後は、次の人が気持ちよく使えるようにきちんと片付けましょう。
- ④ 時計を見て、5分前行動を心がけましょう。
- ⑤ ゴミは自分で持ち帰りましょう。
- ⑥ 波打ちぎわへは絶対に近寄らないようにしましょう。

### ☆ 就寝 ☆

- ① 寝る時には必ずシーツやカバーを使いましょう。使った寝具はきちんとたたんで整頓しましょう。
- ② 消灯から起床までは、宿泊室内で静かに過ごしましょう。
- ③ 宿泊室のベランダへは出ないようにしましょう。ひなんする時にはあみ戸を押し破って出ます。
- ④ 使っていない電気、エアコンは消しましょう。

「来たときよりも美しく」  
「自分のことは自分で」

### ☆ 入浴 ☆

- ① 身体を洗ってから湯船に入りましょう。湯船にタオルをつけるのはやめましょう。
- ② 浴室内や脱衣場でふざけたりさわいだりするのはやめましょう。
- ③ タオルや下着などの忘れ物がないように気をつけましょう。持ち物には名前を書きましょう。
- ④ 水のむだづかいはやめましょう。
- ⑤ いすやおけは整頓しましょう。

### ☆ 食事（飲食） ☆

- ① 入所日の弁当・水筒（水分補給用のペットボトルは可）以外の飲食物は、持ってこないようにしましょう。
- ② 飲食物は決められた場所でとりましょう。
- ③ レストランの食事は、セルフサービスです。はいぜんや片付けは、自分たちで行いましょう。

### (3) 施設利用上のお願い

#### 【館内】

- ア 生活は全て、セルフサービスでお願いします。
- イ **利用者は館内履き(上靴)を持ってきてください。**館内では持参した館内履き(上履き)を必ず履いてください。館内は全て同じ履き物で生活できます。(トイレを除く。)
- ウ 施設、設備、物品等を使用した場合は、原状復帰(消灯・窓の施錠を含む。)をお願いします。
- エ **飲食物の持込みはできません。また、本所滞在中に、外出しての食事や飲食物の買物もできません。**ただし、以下の場合を除きます。
- ・ 入所時に持参した昼食(弁当)、水筒、ペットボトル等(飲み物)
- ※ 館内には、飲み物を冷やすための冷蔵庫はありません。
- ・ 健康、安全のため団体指導者の管理の下でとる飲食物(運動中の水分、塩分補給など)、医薬品に準じる物
  - ・ アレルギーや宗教への対応、障がいのある方のために必要な特別食
- ※ **例外的な持込みについては、必ず「利用申込書」に記入してください。**
- オ 食事をする場所は、原則として1階「レストラン」でお願いします。弁当を持参した場合は、レストラン・研修室・屋外のいずれかで食事をするようになります。
- カ 夜食等の希望がある場合は、事前にレストランに注文をしてください。
- キ **宿泊室内は決められた場所でのみ飲み物をとることができます。**
- ク ゴミはお持ち帰りください。
- ケ 敷地内は全て禁煙です。
- コ **館内には公衆電話及び貸出しできるパソコンはありません。また、所の電話は貸出しできません。携帯電話等を団体で用意してください。**
- サ 施設や設備等に不具合がありましたら、所員までお知らせください。

#### 【研修室・宿泊室・講師室】

- ア 防犯、保安上、全ての団体指導者は、研修生と同じフロアに宿泊するよう部屋割を御計画ください。一部の指導者のために別室を用意することはできません。
- イ 照明や冷暖房の調整は各部屋で行ってください。不要の際には電源を切る、適切な温度に設定するなど節電をお願いします。
- ウ 各団体の参加者の受付、来賓や講師等の接待は、各団体でお願いします。
- エ 「講師室兼休養室」は団体が招いた外部講師、又は体調不良者の休養室として使用できます。**団体指導者の宿泊室として使用することはできません。**
- オ 各施設(研修室等)の使用時間は、以下のとおりです。
- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 大体育室、小体育室、各研修室、レストラン | 21:00まで     |
| (音楽室以外での音楽活動は)       | 20:00まで     |
| 入浴時間                 | 18:30~21:30 |

【寝具】

- ア 1人当たりシーツ1枚、掛け布団カバー1枚、枕カバー1枚をお使いください。
- イ シーツ類は、3階山側（女子トイレ側）リネン室前でお取りください。あらかじめ団体ごとに置いてあります。
- ウ 使い終わったシーツ類は、3階海側（男子トイレ側）リネン室に返却してください。
- エ 枕や布団、シーツ類が不足した場合は、事務室に御連絡ください。
- オ 枕や布団、マットレスを汚してしまった場合は、事務室に御連絡ください。 **シーツ代とは別にクリーニング代が発生します。**

### ＜寝具、シーツ類の片付け方＞

#### 洋室

##### ベッド上

※ ふとんは、落下ガードのある方に寄せる。

かけふとん (四つ折り)  
しきふとん (三つ折り)

##### たたみ上

※ ふとんは壁側に寄せて置く。

かけふとん (四つ折り)  
しきふとん (三つ折り)

#### 和室

(208、209は、上の段と下の段が反対になります。)

押し入れ

上段にかけふとんを置く。(四つ折り)

下段にしきふとんを置く。(三つ折り)

#### シーツ・掛け布団カバー・枕カバー

・シーツ、掛け布団カバー、枕カバーは一つ一つ簡単にたたみ、ひとつにまとめずに種類ごと専用の袋に入れてください。指導者が必ず指導についてください。

・専用の袋が満杯になったら、その都度指導者が新しい袋に取り換えてください。満杯になった袋は紐をしぼり、カウンターの中のかごに入れてください。



### 【朝・夕のつどい】

ア つどいは、団体間又は団体内の研修生・指導者相互の交流を目的に行います。

**宿泊している全ての人が参加するようにお願いします。**

イ 各団体で「旗の掲揚・降納」「スピーチ」「団体紹介」の係の選出をお願いします。詳細は、部屋割のお問合せ時にお伝えします。

### 【入浴】

ア 宿泊団体が複数ある場合の入浴の時刻と時間は、**16：20**からの指導者ミーティングで再度確認しますので、団体指導者は、研修生への伝達、指示、使用前後の確認をお願いします。（入浴時間は18：30～21：30）

イ 浴室には、リンスインシャンプー、ボディソープがあります。**タオル類の備え付けはありません。**

ウ 脱衣所のドライヤー（男女2箇所ずつ・備え付け）は、御自由にお使いください。なお、**ドライヤーを持参した場合、使用は3階洗面所のみ（男女3箇所ずつ）**をお願いします。宿泊室内では、ドライヤーを使用しないでください。

エ 使用後に、椅子、風呂桶を整頓してください。

オ 団体指導者の方は、**23：00**までを目安に入浴を済ませてください。

### 【会計】

ア 支払い内容によって会計処理の窓口が異なります。

<b>○ 施設使用料、食事代（黒はんぺん材料費を含む）、シーツ代、教材費</b> ・・・事務室にて精算、支払
<b>○ スポーツドリンク、水筒用茶、ゴミ処理費用、朝昼夕以外の食事（夜食）等</b> ・・・レストランにて精算、支払

イ [事務室にて精算] 入所時に、会計カードをお渡しします。書類の記入方法は、入所時に説明します。

書類名	記入内容	提出場所	提出時間
会計カード	・ 支払い方法等 ・ 利用人数 ・ シーツ代 ・ 食事代 ・ 教材費	事務室	退所日の <b>午前8時20分</b> まで

- ・ 料金は、当日現金でのお支払い、又は、後日金融機関でのお支払いのいずれかになります。「会計カード」に希望する支払方法を記入してください。
- ・ 施設使用料、食事代（黒はんぺん材料費を含む）、シーツ代には、振込手数料はかかりません。教材費、レストラン部への支払いは、それぞれ手数料がかかります。なお、手数料は団体負担でお願いします。

- ・ 会計カード提出後に会計処理をするため、請求書等の発行に少々お時間をいただきますので、御了承ください。
- ・ 会計については本所ホームページの会計料金算定シートを御活用ください。
- ・ 現金の場合は、おつりのないようお願いします。
- ・ **支払いについて、利用者種別ごとに請求を分ける等の対応はできません。**
- ・ 学校が依頼しているカメラマンの会計については、原則別会計とし、利用日ごとの精算となります。

ウ [レストラン事務室にて精算]

- ・ スポーツドリンク等の代金はレストラン事務室にて精算してください。

#### 【その他】

ア 財布等の貴重品は、宿泊室ごとに事務室でお預かりできます。

イ 洗濯機は、3階海側洗面所に備え付けがあります。御利用の際は、事務室にお申し出ください。洗濯したものについては、物干しロープをお貸ししますので、各宿泊室に干してください。なお、洗剤の用意はありません。

ウ 必要な医薬品は団体又は個人で御用意ください。(できるだけ嘔吐物処理キットも御用意ください。)

エ 屋外での活動を行う場合は、団体で傷害保険へ加入されることをお薦めします。

オ 本所には、十分な駐車場がありません。



視聴覚室



大体育室



宿泊室 (和洋室)



宿泊室 (和室)

## 7 焼津青少年の家の安全対策

### (1) 気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の対応

#### ア 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

活動を直ちに中止し、屋外で活動している場合は所に戻り、次の情報が発表されるまで待機します。

#### イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

活動を継続して行うことができます。ただし、海洋活動は中止となります。団体指導者は、発表された情報を精査し、活動の継続の有無について判断していただきます。

#### ウ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

屋外活動を含む全ての活動を直ちに中止し、地震発生に備え4階大体育室に避難してください。併せて退所する準備をしていただきます。所員は自治体等の情報を収集し、団体指導者と相談します。利用者が安全に帰宅できると判断できた場合には退所していただきます。

#### エ 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了発表）」が発表された場合

通常どおりの活動を行うことができます。

### (2) 津波警報、注意報の発表時の対応

#### ア 津波警報発表時

- ・ 屋外活動及び海洋活動中は、直ちに活動を中止し、所員又は団体指導者の誘導で避難場所に避難します。安全が確認できる場合や時間的猶予がある場合には、本所に戻っていただき4階大体育室に避難します。
- ・ 館内に滞在中の時も直ちに4階大体育室に避難します。

#### イ 津波注意報発表時

- ・ 原則として津波警報発表時と同じ対応になります。
- ・ 外国での地震発生による津波注意報の発表など緊急性がない場合は、発表された情報（津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等）を精査し、活動の継続、エリアを縮小しての実施を、所員の情報提供をもとに団体指導者に判断していただきます。

### (3) 突発的な地震の発生への対応（緊急地震速報受信時を含む。）

- ・ 原則として津波警報発表時と同じ対応になります。
- ・ 館内活動中は安全な机の下等で身を守り、揺れが収まったら直ちに4階大体育室に避難します。

- ・ 所員及び団体指導者は情報収集を行い、状況に応じて活動継続、退所、避難待機等について協議判断します。

#### (4) 火災の発生時の対応

- ・ 非常ベルが作動した場合、所員は現場を確認します。
- ・ 所員が火災を確認した場合、大声でお知らせするとともに、放送で避難通路（山側又は海側の階段）を指示しますので、団体指導者は研修生を建物の外、つどいの広場へ誘導してください。
- ・ 可能であれば、所員とともに初期消火に御協力ください。

#### (5) 団体指導者へのお願い

##### ア 事前調査及び下見の実施

活動に際し、安全が確保できるよう避難経路や誘導方法を確認しておいてください。特に、屋外での活動を実施する場合には、緊急時の避難場所、避難方法、連絡方法を必ず確認し、指導者間で共有しておいてください。

本所で使用している各活動用地図や資料等には避難場所が記載されています。下見の際に必要な場合には貸出しをします。

##### イ 緊急時の対応及び準備

急な発病やけがに備え、研修生の緊急連絡先を把握するとともに、医薬品の準備及び保険への加入等の対応をお願いします。

研修生の既往症、体質（アレルギー等）を確認し、必要な準備と対策をとってください。アレルギー対応の食事については、レストラン部に御相談ください。

##### ウ 予防的対策

事故、病気を防ぐために以下のような予防的対策をとってください。

- ・ こまめな水分補給（飲み物の確保）や休憩時間の確保、換気等を行うこと。
- ・ 活動中の危険について研修生への安全指導を徹底すること。
- ・ 屋外での活動等においては、保安、監視体制を確保した上で実施すること。

##### エ 事故・急病が発生した場合

- ・ 傷病者及び周囲の研修生と団体指導者の安全を確保し、応急処置を行ってください。
- ・ 所員に連絡し、必要であれば直ちに団体指導者から直接、救急車を要請してください。
- ・ 1F 玄関横事務室前にAEDが設置されています。

## オ 「防災活動担当者」の設置

「防災活動担当者名簿」の記載内容をお読みいただき、夜間の防災活動担当者を決めてください。また、緊急時の団体指導者の役割や避難経路について確認をお願いします。

## カ 不審者対策

本所では、不審者対策として「**入所者名簿**」に記載のない方は入館できませんので、漏れのないように御記入ください。**(カメラマンを含みます。)**

## (6) 緊急事態発生時の対応における関係機関

- 最寄りの病院 : 焼津市立総合病院  
〒425-0055  
静岡県焼津市道原 1000 番地  
TEL (054) 623-3111
  
- 最寄りの消防署 : 焼津消防署  
〒425-0041  
静岡県焼津市石津 728-2  
焼津市消防防災センター 2 階  
TEL (054) 623-2527
  
- 最寄りの警察署 : 焼津警察署小川交番  
〒425-0041  
静岡県焼津市石津 787-3  
TEL (054) 623-1636
  
- 最寄りの保健所 : 静岡県中部健康福祉センター/中部保健所  
〒426-0075  
静岡県藤枝市瀬戸新屋 362-1 静岡県藤枝総合庁舎 3 階  
TEL (054) 644-9267

※ 受診の際は、利用団体の車両を使用してください。車両の準備がない場合には、タクシーを使用してください。なお、緊急時には団体指導者が直接救急車を要請してください。

## (7) その他

ア 食中毒防止のため、本所では、飲食物の持込みをお断りしています。本所内での飲食については、P 13 「(3) 施設利用上のお願い【館内】エからキまで」を御確認ください。

イ 熱中症予防のため、こまめな水分補給、適切な休養や休憩をお願いします。特に、運動を主体とする団体の場合は、水分補給を確実に行うよう指導してください。また、利用団体で飲み物を用意する場合には、以下のことを確認してください。なお、守られない場合には、本所での活動をお断りすることがあります。

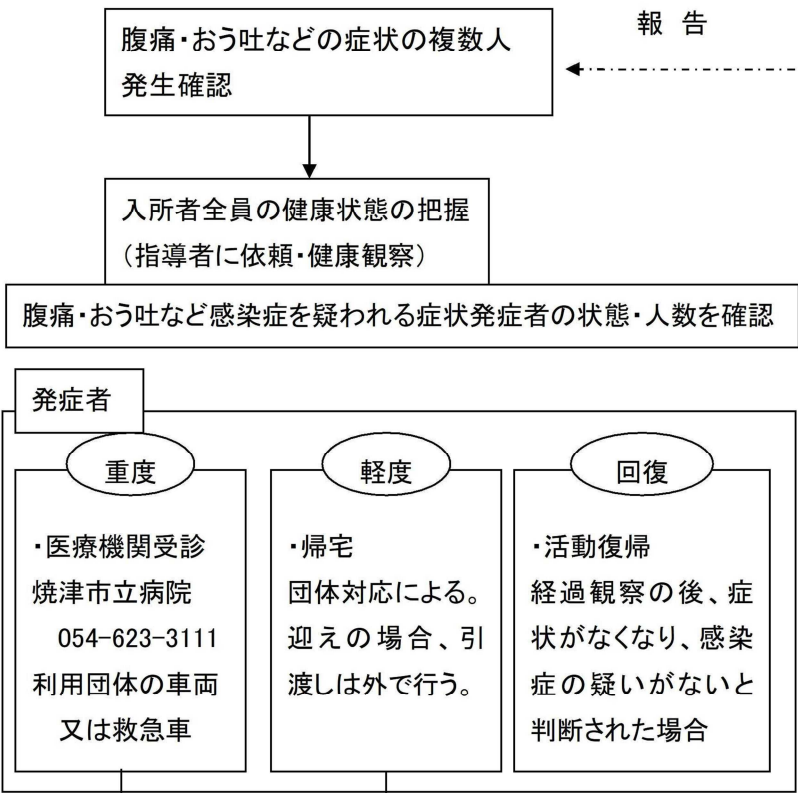
- ・ 管理、保管、給水の場所や時間の指示は、利用団体で責任をもって行ってください。(本所の冷蔵庫は飲み物の保管には使用できません。)
- ・ ゴミ、空き容器は、お持ち帰りください。(レストランで購入された飲食物の容器、または、レストランにて購入されたゴミ処理袋へ入れたゴミについては、レストランで処分いたします。)

ウ 嘔吐、下痢等の症状があった場合や、急な発熱等の伝染性疾患が疑われる場合には、直ちに所員に報告をお願いします。他の利用者への感染を防ぐため、別室に隔離する等の対応をとります。腹痛や嘔吐などの症状が複数人発生した場合は、「おう吐等発症者発生時対応マニュアル(概要版)」(P 21 参照)に基づいた対応を行います。なお、嘔吐物等の処理には専用処理キットを使用してください。団体に準備のない場合は、所員にお申し出ください。腹痛や嘔吐などの

エ 海洋活動をされている団体に水難事故が起きた場合、本所全所員が救助体制に入るため、館内等で活動されている他の団体に退所の準備をお願いすることがあります。

# おう吐等発症者発生時対応マニュアル（概要版）

利用団体の対応等



**報告**  
 所員に報告  
 ・おう吐、下痢の発症者発生（発生の都度）

**【おう吐物処理】**  
 ・団体が適切に実施（所員は原則支援。処理は行わない。）  
 処理キットは団体が持参していなければ、所が提供。  
**【汚染されたもの（布団等）】**  
 ビニール袋に入れ密封→車庫へ

発症者数	收容場所
2人～	講師室
7人～	講師室＋音楽室

**【職員招集・各所連絡】**

発症者数	連絡先	所員招集
2人～	所長	
4人～	食堂業者 県教委社会教育課 中部保健所(*)	所長 食堂業者 所員1名(時間外)
11人以上	所員全員	全職員

<発症者在籍団体>  
 直ちに活動中止  
 <同時利用団体>  
 発症者がいなくても活動中止  
 ↓  
退所を決定（退所するまでの待機場所は非汚染区域であること。）

**【活動の継続判断】** \* 重度等緊急事案でなければ夜間の連絡はしない。  
 \* 食中毒が疑われる場合は24時間以内に保健所に届出（食品衛生法）

発症状況、発症者の状態を確認のうえ、活動継続についての判断を所が行う。

**【消毒・食堂部門対応】**

**消毒**  
 おう吐物により汚染された区画への立入規制（ロープ等で規制）  
 専門業者による消毒・・・施設または、おう吐物により汚染された寝具等

**食堂部門**  
 食中毒が疑われる場合→食事の提供中止  
 必要に応じ、代替食を提供  
 保健所の指示による対応

## ◇ 防災拠点としての焼津青少年の家 ◇

### 1 本館棟の耐震強度

耐震診断による耐震性能ランクはIa（最上級）です。

東海地震クラスの地震に対しても軽微な被害にとどまり、地震被災後も継続使用が可能な建物と診断されています。また、焼津市指定の津波避難ビルになっています。

### 2 津波避難施設

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本所は、平成25年に公表された「静岡県第四次地震被害想定」によるレベル2の地震・津波であっても浸水しないエリアに建築されています。しかし、より安全性を確保するため、4階大体育室を避難場所としています。なお、海拔高度は、本館棟の2階で10m、3階で14m、4階で18mとなっております。

※ レベル1…発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（マグニチュード8クラス）

レベル2…発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（マグニチュード9クラス）

### 3 防災上の施設

5階に非常用発電装置があり、停電しても15～18時間程度電力が供給されます。

また、4階に防災備蓄倉庫があり、飲料水と非常食を用意しています。

被災を免れた場合には、3階宿泊室及び寝具類がそのまま使用できます。

### 4 所員の防災体制

活動中に地震、津波等が発生した場合を想定して、直ちに避難、誘導し利用者の安全を確保できるよう安全体制をマニュアル化し、定期的に訓練を行っています。また、避難場所や避難経路を確認し、利用団体の指導者に情報提供できるように資料を整えています。



## 8 活動プログラム

### (1) 屋外プログラム

活動名	活動可能人数	時間	準備物		備考	所員の指導
			青少年の家	利用団体		
海洋活動 (カヌー漕艇)	200人程度	3時間	カヌー パドル 救命胴衣	運動靴 カップ (上下) 帽子	<ul style="list-style-type: none"> <li>8人乗りカヌー8艇</li> <li>実施期間4月～10月</li> <li>※ 海洋活動研修会への参加、海洋活動申込書の提出が必須です。</li> </ul>	直接指導
サイクリング	40人程度	1～3時間	自転車 ヘルメット コースマップ	自転車損害賠償保険等への加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>22インチ自転車</li> <li>26インチ自転車</li> <li>※ 事前にコースの下見が必須です。</li> </ul>	指導者への事前説明
大漁ハイク (ポイント オリエンテーリング)	制限なし	1～3時間	地図 解答用紙 バインダー	筆記用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣20か所のポイントを探し、獲得点数を競う</li> <li>※ 事前にコースの下見が必須です。</li> </ul>	指導者への事前説明
ウォークラリー	1コース 10グループ程度	1～3時間	コマ図 (コース図) 解答用紙 バインダー	筆記用具	<p>&lt;コース&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.0km 2コース</li> <li>4.0km 4コース</li> <li>6.5km 4コース</li> <li>※ 事前にコースの下見が必須です。</li> </ul>	指導者への事前説明
宝探し	制限なし	1～2時間	エリアマップ 解答用紙 バインダー	筆記用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設周辺での活動</li> <li>屋内版も設定あり</li> <li>※ 屋外の宝探しは事前にエリアの下見が必須です。</li> </ul>	指導者への事前説明
チャレンジラリー (イニシアティブゲーム)	制限なし	1～2時間	必要用具一式		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外実施可能ゲーム</li> <li>屋内実施可能ゲーム</li> </ul>	指導者への事前説明
海釣り	40人程度	3時間	リール付き竿 バケツ タモ 救命用具	仕掛け 餌	<ul style="list-style-type: none"> <li>石津南岸壁での釣り</li> <li>サビキ釣り、底釣り、トリック釣り</li> <li>※ 事前にエリアの下見が必須です。</li> </ul>	研修生への事前説明
キャンプ ファイヤー	制限なし	1～2時間	衣装 バケツ 他	トーチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>本所東側の浜で実施</li> <li>薪の提供については「活動プログラム資料」を参照</li> </ul>	指導者への事前説明
屋外軽スポーツ	応相談		用具一式		<ul style="list-style-type: none"> <li>実施可能種目は「活動プログラム資料」を参照</li> </ul>	なし

※ 活動前に、団体指導者と所員で実施判断を行います。

※ 屋外プログラムの計画には、雨天時の代替案を決め「利用申込書」に明記してください。

※ 別冊子「活動プログラム資料」も必ず確認してください。



海洋活動



チャレンジラリー

活動プログラム紹介 (動画)



## (2) 屋内プログラム

活動名	活動可能人数	時間	準備物		備考	所員の指導
			青少年の家	利用団体		
黒はんぺん (創作)	180人	2～3時間	材料 用具一式	エプロン マスク 三角巾	・ 材料費のみ有料	直接指導
七宝焼 (創作)	20人	3時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	直接指導
ロープストラップ (創作)	200人程度	1～2時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	指導者への 事前説明
ロープなべしき (創作)	100人	1～2時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	指導者への 事前説明
ひも人形(創作)	200人程度	1～2時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	指導者への 事前説明
切り絵 (創作)	100人程度	2～3時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	指導者への 事前説明
プラバン(創作)	100人程度	1～2時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	指導者への 事前説明
紙フリスビー (創作)	200人程度	30分～ 1時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	指導者への 事前説明
石のデザイン (創作)	200人程度	1～2時間	絵の具 ラッカー 用具一式	石	・ 石は団体で事前に浜で拾っておく ・ ペン類、ニス代は有料	指導者への 事前説明
松ぼっくりフィッシュ (創作)	200人程度	1～2時間	材料 用具一式	ペットボトル蓋 松ぼっくり	・ 松ぼっくりは団体で事前に松林で拾っておく	指導者への 事前説明
ビーズアート (創作)	40人程度	1～2時間	材料 用具一式		・ 材料費のみ有料	指導者への 事前説明
館内宝探し	100人程度	1～2時間	用具一式		・ 館内全域での活動	指導者への 事前説明
レクリエーション	40人程度	1時間	用具一式		・ 簡単なゲーム	直接指導
キャンドル ファイヤー	200人程度	1～2時間	キャンドル台 キャンドル 衣装		・ 大体育室等での実施 ・ キャンドルの提供は「活動プログラム資料」を参照	指導者への 事前説明
屋内軽スポーツ	応相談		用具一式		・ 実施可能種目は「活動プログラム資料」を参照	なし

※ 所員の指導が「直接指導」となっているプログラムについては、夜及び屋外プログラム雨天時の代替案としては利用できません。ただし、海洋活動の代替案としては利用できます。(黒はんぺんは除く。)

※ 活動可能人数は、団体指導者の人数や活動場所によって変わります。

※ 活動時間は目安です。研修生や団体指導者の人数、年齢や経験によって異なります。

※ 別冊子「活動プログラム資料」も必ず確認してください。



黒はんぺん



ロープなべしき

活動プログラム紹介 (動画)



### (3) 近隣施設等

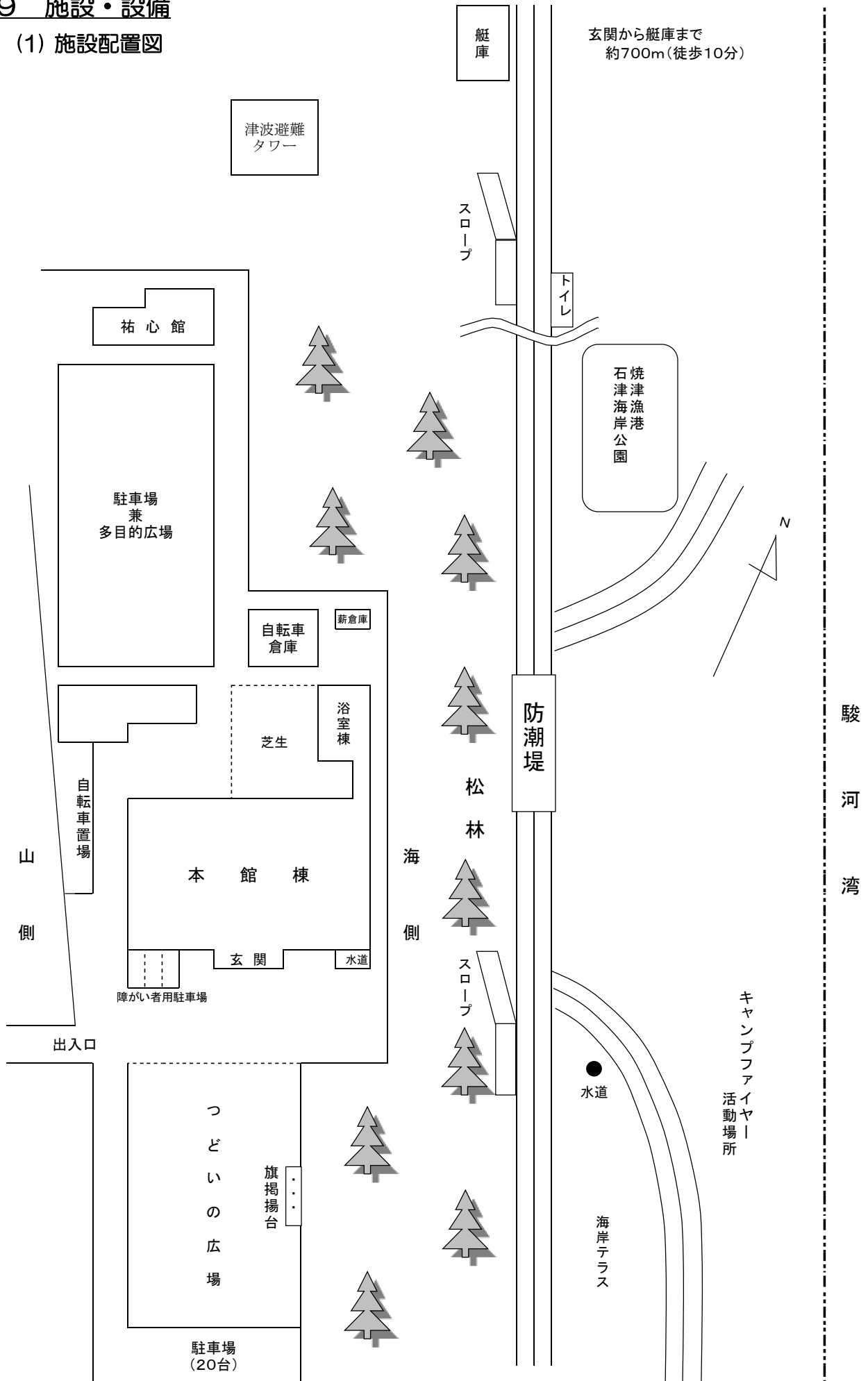
※ 目的に応じて、団体が直接お問い合わせください。

施設名 (○はホームページあり)	電話番号	備考	
○焼津市役所	経済部水産振興課 (市役所本庁舎6階)	054-626-2152	水産業に関する情報
	経済部商工観光課 (市役所本庁舎6階)	054-626-2155	焼津市内の観光情報
	深層水ミュージアム	054-620-5782	海洋深層水について映像や 展示などで紹介
	焼津市歴史民俗資料館 (焼津市文化センター内)	054-629-6847	焼津の歴史を展示等で紹介
	焼津小泉八雲記念館 (焼津市文化センター内)	054-620-0022	小泉八雲の遺品、直筆原稿 等の展示
	青峯プール	054-629-7811	6月最終土曜日 ～9月第一日曜日
○一般社団法人焼津市観光協会	054-626-6266	焼津市内の観光情報	
○焼津漁業協同組合	事務所	054-628-7112	水産業に関する情報
	焼津漁業資料館	054-620-0080	漁具等の展示
○小川漁業協同組合	054-624-8130	水産業に関する情報 小川市場見学等	
○焼津市魚仲水産加工業協同組合	054-623-9200	冷蔵庫見学相談に応じます	
○静岡県水産・海洋技術研究所 展示室「うみしる」	054-627-1815	展示室「うみしる」見学	
○ディスカバリーパーク焼津	天文科学館	054-625-0800	プラネタリウム見学 科学展示等
	水夢館	054-625-0801	温水プール
○焼津商工会議所	054-628-6251	焼津市の特産品に関する情報	
○焼津鯉節水産加工業協同組合	054-631-4700	鯉節に関する情報	
○焼津水産加工業協同組合	054-628-3108	水産加工品に関する情報	
○焼津蒲鉾商工業協同組合	054-623-3101	黒はんぺん、なると巻等 に関する情報	
○協同組合焼津水産加工センター	054-624-2111	水産加工センター見学	
○焼津環境緑化事業協同組合	054-902-1437	焼津市内公園等の指定管理 者	

令和7年1月31日時点

# 9 施設・設備

## (1) 施設配置図

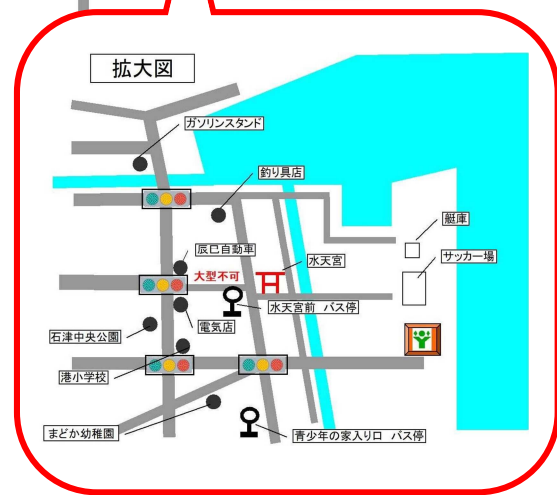
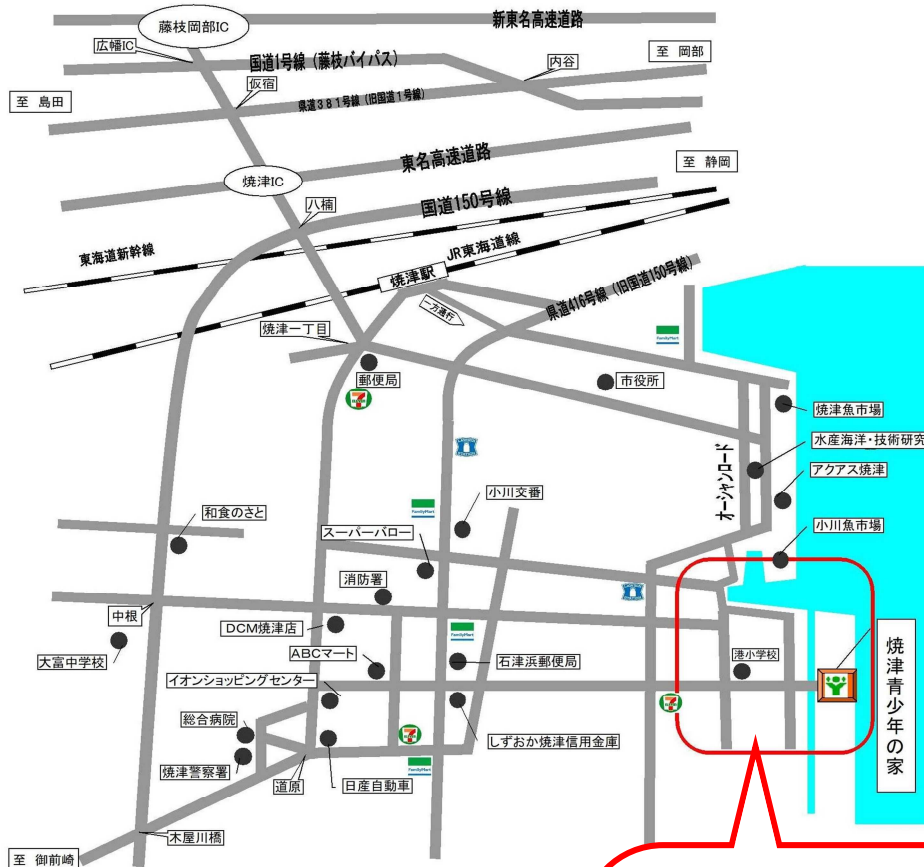




### (3) 館内の主な機能

階	室名	室数	定員	機能等	
5	屋上（海側）	—	—		
4	大体育室	1	—	バスケットコート 1面（ミニコート2面 ミニバス対応） バレー（6人制）コート 2面 バドミントンコート 3面	
	小体育室	1	—	卓球台 3台	
	創作室	1	54人	七宝焼、切り絵、プラバン等の創作活動	
	器具室・防災倉庫	2	—	各種ボール、ネット等の運動用具、防災用品備蓄	
3	宿泊室	洋室	15	150人	定員10人×15室（各室ベッド6、布団4）
		和室	2	40人	定員20人×2室（各室布団20）
2	研修室	206	1	72人	講義等（長机、折りたたみ椅子）
		207	1	54人	
	視聴覚室（兼）研修室	1	108人	講義等（長机、折りたたみ椅子） 視聴覚機材は事務室にて貸出	
	オリエンテーション室 （兼）研修室	1	—	講義、実習等（折りたたみ机、折りたたみ椅子） ※ 机・椅子利用は各団体で準備、片付け	
	音楽室（兼）研修室	1	72人	合唱、演奏、講義等（長机、折りたたみ椅子） ピアノ、譜面台等	
	茶華道室（兼）宿泊室	2	30人 （宿泊）	宿泊の場合、定員15人×2室（各室布団15）	
1	所長室	1	—	管理事務	
	事務室	1	—		
	宿直室	1	—		
	レストラン「潮騒」	1	220人	常設は208席	
	浴室	2	—	浴室シャワー男女各9か所 脱衣所の棚 男女各28人分 ドライヤー男女各2台	
	講師室 兼 休養室	2	4人	定員2人×2室（各室ベッド2）、ソファベッド	
	談話ホール	—	—	ソファ、テレビ、書籍、卓上ゲーム等	

# 焼津青少年の家 案内図



## ◆交通アクセス

### ○お車でお越しの場合

#### ・高速道路、国道1号線、150号線利用の場合

新東名「藤枝・岡部IC」、東名「焼津IC」を焼津市街地方面へ「八幡」交差点で国道150号を右折、道なりに5kmほど進む「中根」交差点を左折、「イオン」の看板が目印、約2km道なりに進む「焼津青少年の家」の案内にしたがって右折、港小学校のある交差点を左折、直進で本所

#### ・浜松方面より国道150号線利用の場合

「木屋川橋」交差点を左折し、国道150号線へ、約1kmで「中根」交差点右折、以下、東名からの場合と同じ

### ○JRでお越しの場合

焼津駅南口 3番乗り場からバス「一色和田浜線 和田浜回り」に乗車、約20分「水天宮前」で下車、徒歩約5分

### ○タクシーの場合

静岡駅から約20km  
焼津駅から約4km

令和7年2月発行